

病院などで使用する

保険証

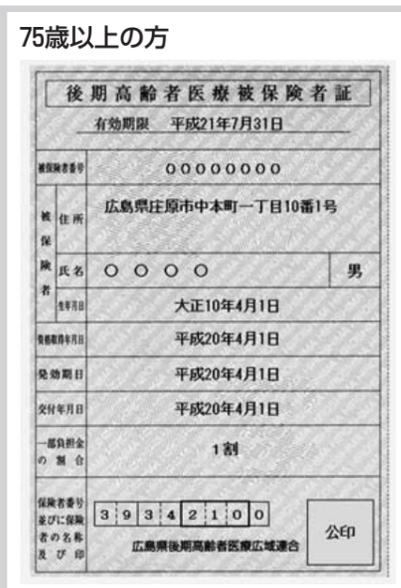
が変わります。

4月から

保健医療課医療係
☎0824-73-1155
国保年金係
☎0824-73-1158

75歳以上の方 (後期高齢者医療制度の対象者)

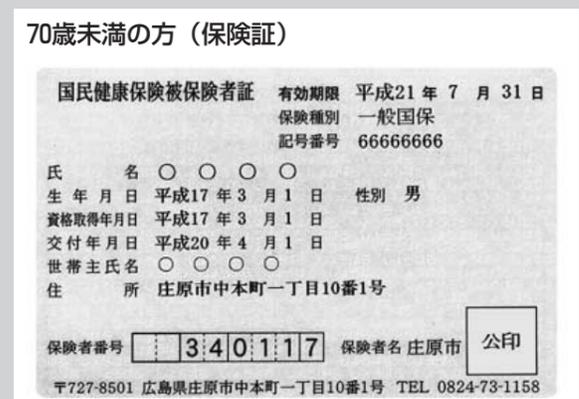
4月から、75歳以上の方(65歳以上で一定の障害の状態にある人を含む)一人一人に、「後期高齢者医療制度の保険証」が交付されます。
※現在、加入している国民健康保険や社会保険などから脱退し、後期高齢者医療制度に加入することになりますので、現在使用している保険証は、4月から使用できなくなります。



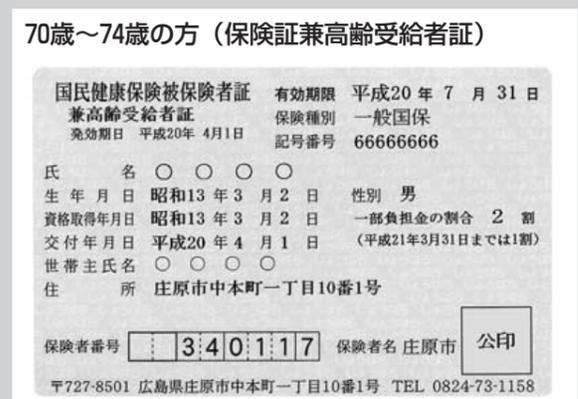
※3月末までに配達記録郵便で、一人一人に送付します。
※受給者証のサイズで一人一枚。

国保の方

①保険証がカードサイズ(一人一枚)になります。
庄原市国民健康保険に加入している方は、4月から「国民健康保険被保険者証(保険証)」がカードサイズになり、「一人一枚」交付します。(国民健康保険税を1年以上滞納している世帯を除く)
現在使用している保険証は3月31日が有効期限ですので、4月1日以降は新しいカードの保険証を使用してください。なお、現在使用している保険証は4月になりましたら破棄し、届いた新しい保険証を有効期限まで大切にしてください。



※医療費の窓口負担割合は記載されません。一律「3割」(義務教育就学前の子どもは2割)です。



※これまで、「保険証」と「高齢受給者証」の2枚を病院へ提示する必要がありましたが、これからは1枚になります。
※所得区分により医療費の窓口負担割合が「2割(平成21年3月31日まで1割)」か「3割」と記載されます。

②世帯主あてに「配達記録郵便」で送付します。

新しい保険証は個人ごとになります。発送は世帯主あてにまとめて送付します。人数の多い世帯は、封筒が複数になることもあります。

なお、配達記録郵便で送付しますので、受け取りをお願いします。

また、75歳以上の方への「後期高齢者医療制度の保険証」とは別に郵送されるので、ご注意ください。

③黄色い封筒で3月末までに郵送します。

新しい保険証は黄色い封筒で3月中旬に発送します。配達記録郵便のため、届くまでに一週間から10日間かかる場合があります。到着日は地域によって異なりますが、有効期限が切れる3月31日まではお届けする予定です。

なお、転入・転居した世帯や、住所以外へ郵便物の配達を希望する世帯は、間違いなく保険証が配達されるように郵便局への届け

出をお願いします。

④有効期限をご確認ください。

有効期限は「平成21年7月31日まで」(1年4カ月間)です。
ただし、表1に該当する方は有効期限を短く設定しています。それぞれ有効期限までには、改めて保険証が交付されます。



区分	保険証の有効期限
① 75歳に到達する方	75歳の誕生日の前日
② 70歳~74歳の方	平成20年7月31日
③ 70歳に到達する方	70歳の誕生月の月末 (誕生日が1日の方は誕生日の前日)
④ 65歳に到達する退職被保険者、退職被扶養者	65歳の誕生月の月末 (誕生日が1日の方は誕生日の前日)

※①75歳の誕生日から「後期高齢者医療制度の被保険者」になります。
※②70歳~74歳の方は、前年所得で所得区分を判定し、医療費の自己負担割合を決定して平成20年8月1日付けで更新します。
※③70歳の誕生日の翌月(誕生日が1日の方はその月)から前期高齢者となり、所得区分を判定し、医療費の自己負担割合を決定して改めて交付します。
※④65歳以上の退職被保険者・退職被扶養者は、一般被保険者になります。

特定健診・特定保健指導が始まります

死因の約6割が、がん、心臓病、脳卒中などの生活習慣病だといわれています。
特定健診では、生活習慣病の段階であるメタボリックシンドロームの該当者と予備群を見つけて出し、特定保健指導でメタボリックシンドロームの要因となる生活習慣の改善を図ります。

●健診案内が届きます

国民健康保険の対象者は、4月中に健診案内が届きます。
昨年までのように、集団健診で受診できるほか、新たに市内の特定健診委託医療機関で受診することもできます。詳しくは健診案内文書をご覧ください。

●特定健診を受診しましょう

対象者は40歳から74歳の全ての人です。
特定健診を実施するのは皆さんが加入している各医療保険者(国民健康保険や社会保険など)です。

Q1、対象者以外の健診はどうなるのですか?

国保に加入する20歳から39歳および75歳以上の方は、昨年までと同様に集団健診で受診できます。4月の回覧文書をご覧ください。

Q2、他の検診は?

がん検診は、これまでと同様に受診できます。